

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成28年3月14日（月）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 入江 猛（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 駒田 秀和（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 築 雅子（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 野村 茂（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 森田 菜穂（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 小川 弘義（東京弁護士会所属）
弁護士 山村 行弘（第一東京弁護士会所属）
弁護士 牧野 茂（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は司会を務めさせていただきます刑事6部の裁判長の入江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は平成27年3月以降に終わった事件で、公訴事実、犯罪事実には争いがあった事件を中心に御担当いただいた裁判員の方々にお集まりをいただきました。まず、私のほうからそれぞれの方が担当された事件の概要をお一人ずつごく簡単に説明をさせていただきます。その上で皆様方から、まず全般的な感想、事件はこんな感じだった、こんな感想を持ったということを書いていただければと思います。一通り皆様から感想をいただいた後に、個別のテーマに入りまして御意見を伺うことにいたします。

まず、1番の方が担当された事件ですけれども、この事件はマンションの

いわゆる貸し切りゲストルームで、被告人が知人である被害女性らと飲酒やカラオケをし、強制わいせつに及んで被害女性にけがを負わせたという事件です。職務従事期間は5日間です。それでは1番の方、全般的な感想をお願いいたします。

1番

私は、全部で5日間こちらの事件に関わらせていただきました。実質的には4日間だということなんですけれども。制度そのものというよりはどちらかというところと個人的な感想になるんですが、非常に好意的に受け止めさせていただいております。実際になかなか入ることのない裁判の場に直接入らせていただいて、被告人も含めて関係者から、その人と目を合わせて話をして、その表情を見ることの大切さみたいなものをこの5日間を通して学べたというのが一番大きな感想として持っています。非常に簡単ですけど、これぐらいでよろしいでしょうか。

司会者

はい。それでは2番の方が担当されたのは、これはパチンコ店に隣接する駐車場にある景品交換所内の現金を狙った建造物侵入、強盗致傷事件と、別のパチンコ店敷地内の駐車場で景品業者が運搬する金品を狙って拳銃を発射して強奪に及んだ強盗・拳銃等発射等の事件です。2件とも被告人が犯人かどうか争われた事件で、職務従事期間は10日間です。それでは2番の方、全般的な感想をお願いいたします。

2番

一日一日の終わり方は非常に分かりやすかったんですが、全体的に裁判というものがそもそもどういうふうな流れで行われるかというのがあんまりよく分かってなかったもので、進行予定表というものはあるんですが、ちょっと分かりにくかったです。全体像の流れがどのように進行するかというのがちょっと分かりにくかったかなと思いました。あとですね、被告人の行動範囲と

私の行動範囲で結構近いところがありまして、その辺がちょっと何か、うーん、どうなんだろうというのを感じたところがありました。ただ、一日一日に対しては非常に分かりやすく裁判をしていただいたかと思います。

司会者

行動範囲が重なっていて何か心配が出たということですか。

2番

特別それで何かないんでしょうけども、職場と近かったりとか、傍聴席に関わっていたような人が、何かいた場合というのがあるのかなということはちょっと感じました。

司会者

そういう面で不安をお感じになられたことがあったということでしょうか。

2番

はい。

司会者

ありがとうございました。3番の方が担当されたのは、メインの事件は被告人が帰宅途中の女性を狙って被害者方マンションに被害者に続いて侵入して金品強奪に及ぼうとして被害者にけがを負わせた強盗致傷の事件です。それ以外に空き巣や万引き等の事件がありました。争点は、強盗致傷の事件で「金を出せ」という脅迫文言を告げたか否か、あるいは被告人が本件現場から逃走した理由は何だったかということが問題となりました。職務従事期間は6日間です。それでは3番の方、全般的な感想をお願いいたします。

3番

全体的な感想として、一度の裁判で結構いろんな事件を担当することになり、起訴状を見たら四つあって、起訴されてる時系列と事件の順番が結構前後しててよく分からなかったんですけども、最初に検察官や弁護人がちゃんと時系列で分かりやすいような資料を作ってくれていたのので、事件全体がど

ういう概要なのかなというのは想像ができてよかったです。今回、最初に争点だと言われていた被告人が被害者の女性に対して「金を出せ」と言ったかどうかということに関して、被告人は「金を出せ」とは言っていないで、金を出すように仕向けるジェスチャーをしたと言っていて、何でそこが争点になるのかなというのがちょっとよく分からないところはあったんですけども、裁判官や裁判員でいろんな証拠を見ながら、その事件の全体の中でどうということが起こっていたかというのをきちんと認定していくということは、自分としてはすごくいい経験になって、自分の先入観という思い込みを捨てて、きちんとみんなで話し合った意見の中から一個の事実を導いていくというのは、すごくいい人生経験になったというふうに思っています。

司会者

今言われた「金を出せ」と言葉で告げたか、それともジェスチャーで示したかというのは、争点とするほどそんなに大きなものじゃないんじゃないかと、そういうようなことをお感じになったということですか。

3番

そうです。

司会者

はい、ありがとうございます。4番の方が担当された事件は、椅子の中に覚せい剤を隠匿して家具の輸入を装って海外から日本に覚せい剤を輸入しようとして税関で発見された事案です。争点は被告人と共犯者らとの共謀があったか否かという点にありました。通訳事件で職務従事期間は13日間でした。それでは4番の方、全般的な感想をお願いいたします。

4番

私が担当したのは覚せい剤の密輸なんですけれども、被告人が外国人ということで通訳が入りました。通訳の方がかなり、できるという表現でいいかと思うんですけれども、同時通訳もできますし、かなり感情的に1分2分質

問以外のことも話し続けてしまうという外国の方もいたんですけれども、それをきれいにまとめて分かりやすくしてくれていましたので、進行は至って順調で問題なかったというふうに考えています。争点は共謀があったかというところだったんですけれども、被告人がそもそも共謀はないと、その人物は私ではないと主張してましたので、弁護側としてはかなり苦しい、何といいますかね、立証しなければいけないことはかなり苦しい状態にあったというふうに考えていて、検察側はかなりやりやすかったというふうに見える事件でした。

司会者

ありがとうございます。5番の方が担当された事件は、被告人が家賃を滞納し、退去しなければならなくなると思い詰めて自殺を決意し、共同住宅の自分の部屋に火を放ったという放火の事案です。争点は、被告人は犯行当時抗不安剤を服用して急性薬物中毒により行動をコントロールする能力を失っていたと主張して、その責任能力の有無が争われた事件です。職務従事期間は8日間でした。それでは5番の方、全般的な感想をお願いします。

5番

全体的に、まず裁判員裁判に関わることになって、ちょっとふだんあんまり自分のいる世界ではないので、全体的に分かるかどうかという不安を持って入ったんですが、割とすぐに一般の専門家ではない意見が必要だということが理解できました。それでも関わっていく中で裁判、そのときそのときに自分がその後に何を求められてるかという緊張があって、テレビの中で聞くような何か専門用語の言葉を聞いてついていくのに必死な感じだったんですけど、全体的にはすごく分かりやすく、裁判というのが裁判員に向けて行われてるようなところも体験して分かりました。この事件においては被告人がその当時のことを覚えていないというのがあって、そういうのを証拠の中から考えていくときに、裁判員の人数的にもこれ以上多いと多分混乱するだろ

うし、意見が錯綜するだろうし、余りにも少なくとも誰かの意見に引っ張られていってしまうんじゃないかというのを感じて、何かその人数だとかそういうのもちょっと考えられているなという感想を持ちました。事件が終わって判決が出て、それには関係なくても何かちょっと疑問に思うことという、疑問に思うというのはその判決とかではなくて、こういうのはどうだったんだろうという、何かそういうふうに思うところがありました。やっぱり専門家ではないので何か疑問は残りますけど、全体的にはとても分かりやすく進められていたと思います。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方が担当された事件は、酒を飲んだ被告人が赤色信号を殊更に無視して進行し、青色信号に従って横断歩道を渡っていた被害者をはねて死亡させたという危険運転致死などの事件です。被告人は信号機に気づいていないから赤色信号を殊更に無視する意図はなく、危険運転致死が成立しないという主張がされて、その点が争点となった事案です。職務従事期間は8日間でした。それでは6番の方、全般的な感想をお願いいたします。

6番

この事案は、信号が見えていたのかいなかったのかという、ある意味被告人しか知り得ないことを、例えば後ろから来ていたタクシーのドライブレコーダーの映像だとか、あとは人が赤信号で止まろうと思ったときにブレーキを踏んで止まるまでにどのくらい時間がかかるのかとか、そういうある意味科学的な事実を積み上げてそれを判断する、被告人しか知り得ないことを判断するということが必要だったので、そこが難しかったなという印象があります。

司会者

ありがとうございました。7番の方が担当された事件は、多数に及ぶ殺

人・殺人未遂などの事件でした。争点も殺意の有無，共謀の有無，因果関係の有無，殺人の実行行為性の有無など極めて多岐に及び，職務従事期間も長期にわたるものでした。それでは7番の方，全般的な感想をお願いいたします。

7番

全般にわたって一番感じたのは，2番さんも多分同じだと思うんですけども，最初にオリエンテーションみたいなものがあると思うんですが，そのとき，私はベルトコンベヤーでどんどん運ばれていく感じがしました。最後まで。なぜかというところ，法廷での質問の仕方，それから記録の仕方，これが当日になってあたふたして，自分で試行錯誤しながら決めなければならなかったからです。そのオリエンテーションでせめてそういうことをおっしゃっていただければ，少しは心構えというか，そういうものが出るんですけども。あと大事なお金の点ですが，判決の1週間ぐらい前に税金に関する説明があったのですが，せめてお金に関することは最初のオリエンテーションの時期に，長期にわたる事件の場合に関しては説明していただきたいなと思います。あと約束事項で，裁判が終わったときに，判決文とそれから被告人の動きについては御連絡いただけるということになってたんですが，その被告人の動きですね。それはもう1年以上たっても全く連絡が来ないというのもちょっと残念でなりませんし，判決文も送ると言ってから半年何の連絡もなく，私が連絡を入れてようやく送ってきてもらったという状況です。ですから，繰り返しになりますけれども，最初にもう少し裁判員に対しては情報を与えてほしいという点が1点。それから2点目は，せめて約束したことはちゃんと履行していただきたいということ。この2点です。

司会者

被告人の動きというのは，控訴したかどうかとかそういうことでしょうか。

7番

そうです。新聞社よりは早く御連絡いただけるということでしたんです。
判決日にお願いしたんですが。

司会者

はい、ありがとうございました。次に8番の方が担当された事件ですけれども、木造居宅の壁に立てかけられていた原動機付自転車付近に放火して居宅を全焼させ、居住者を死亡させ、さらに駐車自動車等に火をつけるなどした現住建造物等放火・重過失致死・重過失傷害というものです。争点は、うち2件について被告人が犯人であるか否かが争われました。職務従事期間は9日間でした。それでは8番の方、全般的な感想をお願いいたします。

8番

被告人がお酒を飲んでいて、犯行に及んだかどうかというのを覚えていなかったということで、本人がやったかどうかというところを争った裁判だったと思います。話していく中で、アルコールの影響とかは個人的にも大分差があるので、どれだけ影響するのかというのが医師の話聞いてもちょっと分かりにくいところもあったかなとは思いますが。あと、火災の方法とか延焼とかについても、大学の先生方の検証等や防犯カメラの解析についても、説明していただいた内容で大体理解することができたのでよかったと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは全般的な感想を皆様に述べていただきましたので、証拠調べの冒頭に検察官、弁護人が行う事件の見立てについての部分、冒頭陳述について分かりやすかったかどうかについて御意見をいただきたいと思います。

1番

私の事件は、強制わいせつ致傷という事件で、なおかつ、この部類の事件の中では恐らく比較的軽い部類に属するものだったと思うんですけれども。

判決文の中にもそのような記載があるんですが。なので、正直言って、何というんでしょう、書類を一見してある程度何が問題なのか、何を自分たちが話し合わなければならないのかというところが、割とすぐ分かったというところがあります。御説明いただいた内容で分かりやすさが判断される以前に、ちょっと内容がある程度分かるみたいなところがあったので余り参考にならないのかもしれないんですけども。ただ、一つ残ってますのが、評議をしている中でですね、どうしても被告人の話であるとか証人の話であるという中で分からない部分というのが出てきて、裁判員の面々というのは真実が何かみたいのところをたいて話しがちになるので、証拠だったり話の内容の中から判断できない部分について、ああだったんじゃないか、こうだったんじゃないかという推理ゲームみたいなところが始まりがちになったんですね。それをその場面場面で裁判長なりが、私たちが今判断しなければならないのは真実がどうだったかではなくて、今ある証拠、出てきている証拠の中からどういった量刑とするのが妥当なのかということを決めなければならないんですよということをお教えられ、それが5日間の中でもかなり後半の部分だったので、もしかしたらそういった視点をもっと早いうちに教えていただけると、より効率的に話が進められたのかなというところはちょっとあります。ただ、全体的には非常に分かりやすかったかなと思っています。

司会者

審理の冒頭に、検察官がこの事件はこういう事件でという主張をする部分がありますよね。

1 番

はい。

司会者

それから弁護人がその直後にまた主張する部分がありますね。

1 番

はい。

司会者

その内容は分かりやすかったでしょうか。

1 番

いろいろ分かりやすいというか、はい。

司会者

事件がどんな事件で、争点というか何を自分たちが判断すればいいのかというのとは分かりやすかったということですか。

1 番

そうですね。

司会者

はい、ありがとうございました。では2番の方お願いします。

2 番

冒頭陳述に関しては、非常に検察官、弁護人の主張というのは分かりやすく資料にまとまっていて、すぐ理解できたので特別何も感じることはなかったです。

司会者

はい。では3番の方お願いします。

3 番

はい。私も検察官の冒頭陳述に関して非常に分かりやすいなという印象を持っています。1枚の紙で、今回四つの事件が起訴されていたんですけども、その前後関係だったりとか、起訴状には書かれていないような被告人がどのような生活をしてきて、どういう理由で犯行を繰り返していたのかとか、前科とか、そういう情報も書かれていましたので、非常に事件の全体が分かりやすくまとまっていたかなというふうに思います。今回の争点がどこであるのかとか、最終的に量刑を決める上でこういうポイントに着目す

るというのもきちんと書いてあるので、ほかの裁判員もこれを見て非常に分かりやすいという話をしていましたので、そういう点はすごくよかったというふうに私は感じています。

司会者

ありがとうございました。それでは4番の方お願いします。

4番

冒頭陳述については、検察官の資料がとても分かりやすく、色も使っていて、プレゼンテーション資料としてはかなり見やすかったです。一方、弁護側の資料は、枠で囲っただけの文章で、文字を太くしてアンダーラインを引いてるぐらいのもので、ちょっと見た目に入ってこないところがあったんですけども、今回の争点として弁護側は、共謀はない、そもそもその人ではないというところしか主張したいところがなかったもので、そういう意味でシンプルになったのかなというふうに最初は思いました。検察のほうはですね、資料のとおり順序立てて一つ一つ証拠を証明していったように感じていますので、資料とその後の流れについては割と一貫性があったというふうに感じました。

司会者

登場人物がたくさん出てくるんですけど、聞いてるときに頭にどれぐらい入ってきたかというのはどうですか。そのときにも分かりやすく入ってきたということなのか、それとも後で分かったということなんでしょうか。

4番

登場人物は外国人の名前で片仮名なので、やっぱりどういう役割かというのもそのプレゼンテーション資料に書かれてはいるんですけども、その場ではざっとこういう人物がこういう役割をしてというふうに流して話をさせていただいて、その場ですぐ名前が頭に入ってくるということにはなかったんですけども、読み返してみたときに分かりやすくまとめられていたとい

うふうに感じています。

司会者

ありがとうございました。それでは5番の方お願いいたします。

5番

冒頭陳述は、分かりやすいといえば分かりやすかったと思います。ただ、そのときに何かまだ自分がその話を聞きながら何をすればいいんだろうという疑問はありました。でも休憩時間に話をして、話されたことや書かれてることというのは、その場というよりはその後から把握していったような記憶をしています。

司会者

自分が何を判断すればいいのかよく分からなかったというのは、責任能力が争点になってるということについては聞いていてもよく分からなかったんでしょうか。

5番

それは分かりました。ただ、その責任能力を、これまで見てるときに、ちょっと緊張もしていてここしか見えていないので、これで判断するのかなみたいなの、そういう何かちょっと余りよく分かっていない自分だったのでそう思ったのかもしれませんが。

司会者

ありがとうございました。それでは6番の方お願いいたします。

6番

私の担当した事件では、冒頭陳述は双方とも分かりやすかったとは思いますが。理解はできました。どこが争点になるのかということはよく分かりました。ただ、検察側の資料に比べると弁護側の冒頭陳述の資料のほうは、争点となる結論になる理由が、こういう理由とこういう理由とこういう理由でこうだよというところが、箇条書きではなくて文章で書いてある感じなので、

やっぱりちょっと理解するのに時間がかかりました。多分同じことを書いてたと思うんですけど、書き方の問題で、やっぱり頭に入りやすいかどうかの時間の違いは出るなという気がしました。

司会者

はい。それでは7番の方お願いいたします。

7番

検察側はエクセルを使って説明し、弁護側はパワーポイントを使って説明したのですが、私の場合は弁護側のパワーポイントの説明が非常に分かりやすかったです。しかもアニメーションをかけて、ちょっと中身を度外視してと言ったら失礼になるかもしれませんが、アニメーションを使ってポイントポイントで非常に理解しやすい資料作りだと思って私は感心しました。検察側のほうなんですけど、大変言いにくいんですが、言葉の羅列は多いんですけども、順番があっち行ったりこっち行ったりしてるんですよ。結局それを見てると、何が言いたいのかなということになってしまいますし、どうせならポイントを先に言って、そのポイントの理由はこういうことですよとか、そういう説明の仕方の方が、生意気なんですけど、もっと分かりやすいんじゃないのかなと思いました。聞いてて、資料を読んでいるだけとは言いたくないんですが、やはりポイントを、エクセルで作るにしてもですね、ポイントがどんとあって、それに関して言葉でちょっと分かりやすく説明するとか、そういうほうが裁判員の心にもっと訴えるものが出てくるんじゃないのかなと私自身はそう思いました。

司会者

エクセルを使っての説明でというのは、どんな感じのものだったんでしょうか。

7番

エクセルというのは比較的紙を幅広くとれますので、たしかA3の紙に横

で作られてました。文字が打てて、もちろん数字とかグラフを差し込むことやいろんなことができるんですが。企業でもそうですけど、何かのプレゼンテーションというのはパワーポイントなんですよね。それがいいとは言いませんけど。パワーポイントの説明にしかもアニメーションが入ってる部分があって、こうなんですよ、それはこういうことだとアニメーションで動いてくると、そっちにも目が行きます。パワーポイントのほうが非常に理解しやすかったということです。

司会者

はい、ありがとうございました。それでは8番の方お願いします。

8番

検察側の冒頭陳述については時系列で表になってまして、分かりやすかったと思います。弁護側のほうで印象に残ってるのが、すごく語りかけるような感じで、争うところが飲酒の影響などによるんですが、飲酒をするとどうなるとか、そういうところを裁判員に論ずような語りかけるような感じで説明されてたというのがすごく印象に残っています。それを聞いて、ちょっとそのような曖昧な判断、判断というか本人しか分からないようなこの影響を私たちが判断していいのかなというところを最初に感じました。

司会者

はい、ありがとうございました。今一通り述べていただいたんですけど、付加されたいとか、こういう点をもう少し述べておきたいという方はおられますでしょうか。よろしいですか。参加者の方からここまでの点で何か御質問等ありますでしょうか。

小川弁護士

冒頭陳述について7番の方にお伺いしたいんですが、弁護人の冒頭陳述がパワーポイントで非常に分かりやすかったということなんですが、冒頭陳述の後にパワーポイントのスライドを配られたりはしたんでしょうか。

7 番

いただいています。

小川弁護士

やっぱり後になって見返したりすることもあったんですか。

7 番

もちろんそうです。それに、説明とパワーポイントがインパクトがあるんですよ。失礼ですけど、内容はともかくとして非常に訴えるものがあったと。だからそれを後で見返してもすぐに理解できる。

小川弁護士

見返すと、そのときの冒頭陳述が呼び起こされるようなものだったということですか。

7 番

はい、そういうことです。

小川弁護士

ありがとうございました。

司会者

ほかの方はよろしいですか。それでは、次に進ませていただきます。次は証拠調べは分かりやすかったかという点でして、これは大きく分けると、証拠書類の取調べと、それから証人尋問や被告人質問などがありますけど、まず証拠書類の取調べがどうだったかという点についてお伺いします。何を立証するためのものなのかよく分かったかどうか、朗読は分かりやすかったかどうかなども含めて御意見をいただければと思います。それでは1番の方お願いいたします。

1 番

証拠書類の取調べそのものが非常にシンプルだったということもありましてですね、分かりやすかった、何を立証すればよいのかというところ、それ

から説明の仕方についてもよく分かったという印象です。正直ここは余り私自身の印象には残っていないところではあるんですけども、分かりにくいということはありませんでした。

司会者

はい、ありがとうございました。それでは2番の方お願いいたします。

2番

証拠書類の取調べ、何を立証するためのものかということですけども、一部やっぱりちょっと何が言いたいのかというのが分かりづらかったところがありました。後々つながったという印象はあるんですけども、そのときすぐにはちょっと理解できなかったところがあったかと思います。朗読の分かりやすさとかというところなんですけど、弁護人のほうのしゃべり方がちょっと分かりづらかったというところがありました。ちょっとごによごによしゃべってるというか、マイクがあんまり効いてなかったのもあるんですけども、ちょっと聞き取りづらかったというところがありました。

司会者

後で分かったけれど、そのときはちょっと分かりにくかったというか、ぴんとこなかった。それは具体的にどんな点かというのは思い出せますか。余り記憶に残ってないですか。

2番

被告人の行動の話なんですけど、行動というか共謀をしてたので、その共謀者とどこどこに行ったことがありますかみたいな話が、一体何でそれをここで話すのかなというのがちょっとよく分からなかったところがあります。どこそこ一緒にいった仲だったとか、そういった話というのは何か関係あるのかなというのがありました。それは後でこの時間帯のこのときにこういう行動をしてたという話が、その後日、話が出てきてつながったという形です。

司会者

それは証拠書類のところの取調べでいいんですね。証人尋問とか被告人質問とかじゃなくて。

2番

そうですね。はい。

司会者

はい、ありがとうございました。では3番の方お願いします。

3番

証拠の取調べに関してなんですけれども、今回見た裁判の中では、強盗致傷事件以外にも万引きも事件として起訴されていて、そこに関して弁護人が被告人に対して見取図みたいなのを見せて、それで一個一個順番にここで何を盗んでいったのかというのを全部被告人に数字を書かせてそれをもとに、最後に盗んで店から出るところまでというのを全部そこでシミュレーションしてたというのがあったんですけども。そこで全部、確かに起訴内容に書かれてるものとおりに、それプラスアルファ結構いっぱい盗んでるなというのはあったんですけど、そこで弁護人は何を証明したいのかなというのがちょっとよく分からなくて、後々考えてみると、やはり弁護人としては、被告人は事件に対して洗いざらいしゃべってるんだよということで、そこで反省してますというのを言いたかったみたいなんですけども、その証拠調べをするに当たって、どういう意図があってそういうふうにしたのかなというのが、ちょっと最初は分かりにくいところもあったので、そこが何か最初から分かっていると、もうちょっと評議とかも円滑にできたのかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございました。それでは4番の方お願いいたします。

4番

証拠調べにつきましては、検察側も弁護側も非常に朗読は分かりやすく、

証拠自体も詳しく説明していただいていたので分かりやすかったです。何を立証するためのものかというところで1点だけ気になったところがありまして、今回覚せい剤を椅子の中に隠匿して輸入するという手口だったんですけれども、証拠の中に輸入のための手続に使う書類がありまして、その書類に指紋が付いているという証拠があったんですけれども、多分そこを説明したいがために、一番最初なんですけれども、輸入手続について丸々半日ぐらい説明されまして、その点については特に必要なかったかなと感じています。この手続の中で使われる書類に被告人の指紋が付いていて、この指紋が付いているのはこのタイミングで受け取ったからでしょうということだけあればよかったというふうに感じています。

司会者

それがあったためにかえって分かりにくくなったという、そういう御感想ですか。

4番

そうですね。結構難しい手続でして、書類がここからここに行って、船荷会社に届いてとかありまして、そこを整理するのに結構時間がかかってしまったのもあって、後々それほど役に立たなかった。詳しくはなったんですけれど。

司会者

はい、ありがとうございます。それでは、5番の方お願いいたします。

5番

記憶に残っているものは、多分放火だったので、たくさんの燃えた跡の写真とか、建物の間取りとかを見たのですが、見ている間はそれでどう判断できるのかというのは、それは分かりませんでした。後でそのときの、火がついたかどうかというのは、燃えたかどうかというのは分かりますけど、責任能力があるかないか、そのときの被告人の精神状態がどうかというのを、そ

の写真を見てる時点では全くそんなの分かるだろうかという感じではありませんでした。ただ、話を続けていく上で、やっぱりそれで分かってくることというのがいろいろあるんだなということはあるって、評議の中でやっと把握した感じでした。

司会者

責任能力以外にも、燃えたとか放火の事件のほかの部分の立証のために提出された証拠という、そういう意味合いだったのでしょうか。

5 番

それもちょっとよく分かりません。

司会者

ありがとうございました。では6番の方お願いいたします。

6 番

朗読と説明については非常に検察側も弁護側も分かりやすかったです。ただ、その内容は分かるのですが、今回赤信号を認識したらブレーキを踏んで車が止まるまでの制動距離、酔っばらってるときとそうじゃないときとでどのくらいかかるかという話が、検察側からも弁護側からも証拠として出たんですが、特に弁護側のほうの説明のときに、だから何が主張したいのかというか、酔っばらってるとう長くなるのが、だからどういう主張につながるのかというのが聞いててよく分からなくなった感じがありました。後で冒頭陳述を読むと、確かにこういう理由でそうなのかと分かったんですけど、事実を分かってほしいということがまず第一になって、それによって何が自分たちのどの主張につながるんだよというのが、ぼかんとしちゃった感じがちょっとありました。

司会者

ありがとうございました。では、7番の方お願いいたします。

7 番

証人尋問が主だったんで、証拠書類の取調べということに関しては余り私自身も記憶がありませんし、どちらかというと言証尋問でそれをどういうふうに解釈していくかということの繰り返しでしたので、そのところは特に何もございません。

司会者

はい。では8番の方お願いいたします。

8番

証拠調べについては、被告人が否認しているんで、近隣に映っている防犯カメラの画像解析を主に説明してもらいました。映り角度とかも余り鮮明じゃない画面の隅のほうに犯人らしき人が映っているというところもあったんですが、それを画像鮮明化などいろいろな方法で解析されていったのを見ていて、すごく分かりやすかったという部分がありました。放火だったので、火災の燃焼実験等もやった説明もあったので、あくまでたばこの火が燃えたという火災じゃなくて外からの人の放火であるというところも聞いていて理解できた部分がありました。

司会者

はい、ありがとうございました。証拠書類の取調べの関係で付け加えておきたいこととかはありますか。はい、4番の方どうぞ。

4番

今8番の方がおっしゃっていたことで、私も同じように顔貌鑑定係というのを、防犯カメラをもとに証拠として提出されたものを見てるんですけども、同じように曖昧な部分、ぼやっとしてるものが証拠として出されていて、顔貌鑑定官は間違いはないですというふうに言い切るんですけども。

司会者

それは鑑定人を呼んで調べた手続ですよ。

4番

そうですね。

司会者

それは後で聞かせていただきます。ほかの方はよろしいでしょうか。それでは、証人尋問、被告人質問のところに入っていきたいと思います。証人尋問、被告人質問はどうだったか、検察官、弁護人の聞き方はどうだったか、声の大小とかいろいろあるかと思いますが。あと、尋問・質問の意図、狙いは理解できたか、何が聞きたいのか分かったかどうか。それから理解しやすい答えを引き出せていたかどうか。そういったことについて御意見をいただきたいと思います。

1 番

この事件に関しては、先ほど来申し上げているように非常にシンプルな事件だと思っているので、分かりやすかったかという点においては大変分かりやすかったと思います。それは検察官側も弁護人側も分かりやすかったというか理解はできました。あえて言わせていただくと、検察官は恐らく経験が非常に浅い方、もしかすると1年目かなという、半年とか数か月しかたっていない方なのかなというような説明の仕方、正直、裁判員が後で部屋に戻って、はらはらしたよねというような感想を皆さん持たれていたんですけれども。資料は大変分かりやすく作ってるんですが、なおかつ、争点も被告人側と被害者側でそれほどかけ離れているものではなくて、執行猶予を付すか否かというところが争点だったという事件なので、何といたしますか、それによって判断が変わってくるというものではなかったんですけれども、もう少し分かりやすく説明をするような訓練をされてから実地に臨まれたらどうか。かなりたどたどしくてですね、こちらが「そうじゃないですよ」と言いたくなるような説明が端々にありまして、若干苦笑いというところはございました。ただ、それによって混乱したとか、そういったことはありませんでしたので、支障がなかったといえなかったんですけれども。資

料もですね、分かりやすいと言いながら、検察側の作られる論告のほうの資料は冒頭陳述の資料とほぼ同じものでした。

司会者

論告についてはまた最後にお聞きしますが、どんな点で苦笑いと言われた部分があったのかを聞きたいんですけれども。

1 番

端的に言うと、資料の読み上げだけでしたので、資料に書かれている内容を音読されたという印象です。

司会者

それは証拠書類の取調べに関してということですか。

1 番

そうですね。

司会者

被告人質問はどうだったんでしょうか。

1 番

被告人質問はですね、検察官が3名いて、一人はそれなりにベテランなのかなという印象でした。その方が主だったので、質問そのものは聞きやすかったといえますか。

司会者

証人尋問や被告人質問は、そのベテランの検察官が担当されたのですか。

1 番

そうですね。はい。

司会者

その内容は、分かりやすかったということでもいいですか。

1 番

そうですね。

司会者

特に何か気になった点はありましたか。

1 番

これはここで言う話かどうか分かりませんが、まずこの事件、プライバシーの関係があって被害者の方が法廷に来られなかったんですね。被害者の方の話を直接聞くことができないまま判決に至らざるを得なかったという状況の中で、証人尋問のその話がとても大切であったということです。それから、参考人として被害者の方の弁護士の方が出てらっしゃったんですけれども、その方の話というのはここで今話題にしてもいいですか。

司会者

それは被害者の代理人が意見を述べたということでしょうか。

1 番

そうです。

司会者

それは後でお願いできますか。

1 番

はい。

司会者

それでは2番の方お願いいたします。

2 番

証人尋問、被告人質問はどうだったかということですが、質問の意図というのは分かりやすかったんですけれども、結局裁判になってるぐらいなんで、証人の記憶が曖昧なところがまず大きくて、理解しやすい答えを引き出せていたかという、それは引き出しづらかったかなというのはありました。弁護人のほうの話方がですね、早口というか聞き取りづらかったところがあって、こもった感じでごによごによと話してた感じで、ちょっと聞き取りづ

らなかったところはありません。

司会者

裁判長は何か注意を促したりはしてましたか。

2番

してました。してましたけど、やっぱり聞き取りづらかったところは多々あったかと思います。マイクもあんまり、ちょうど入ってなかったのか、何かよく分からないんですが、聞き取りづらかったところはありました。あとは特にはないです。

司会者

はい、ありがとうございます。それでは3番の方お願いいたします。

3番

証人尋問について、今回私の担当した事件においては、被害に遭われた女性在实际法廷に来て、いろいろと証言をしてくださったんですけども、実際に事件があったときに被害に遭われた女性はお酒で相当泥酔されていて、事件当日のことというのは結構ところどころ記憶が不鮮明で、やっぱり尋問しているときでも、ちゃんと確実に思い出せている内容であったりとか、そういうところで結構当たり障りのないような感じになってしまっていたというのがすごく印象的でした。しかも被害に遭われた証人の女性というのはやはり被告人と目が合ったりするのが怖いというので、尋問するときについでを立てたりして見えないように覆っていたんですね。何かそこまでしてわざわざ来てもらう必要があったのかなというのがすごく分からないところだなというので、結構そこが釈然としない感じであると、みんな裁判員は言っていました。被告人の質問に関してなんですけれども、今回の事件の争点としては、まず最初にあった「お金を出せ」と言ったか言っていないかというところだったんですが、それ以外のことは被告人はちゃんと起訴事実を認めていたので、そこに関して被告人はちゃんと、後で証拠と照らし合わせても不

自然なことは言っていなかったのですが、そんなに被告人の質問に対して変なところはないなというふうに全体的には思ったんですけれども。結構弁護人が割と感情的になって、何か被告人に対して説教を始めたというところがあって、ちょっとおかしいなとは思ったんですけど、それって弁護人がそんなこと言っているのかなというのが何かすごく不思議で、そういう印象でした。

司会者

今の部分は、説教を始めたというのは、被告人に反省を促すようなそういうような内容の言動をしていたと、そういうことなんですか。

3番

そうですね。やはりちゃんと反省したかどうかという点に関して弁護人がした質問に対して、ちょっと要領を得ないようなことを言っていたりとか、反省してるはずなのに、今後、例えば実刑を受けて服役して出てきた後でも今自分がやってることとかを反省しようとも思わないとか言い出したりとか、何かみんなぼかんとするんですけども、そこで弁護人がちょっといらっとしちゃったんだと思うんですけども。そこでちょっと説教を始めたというところがあったりしてですね、何かそこがすごく不思議でした。

司会者

それは、あんまりいい感じには受け取れなかったということになるんですか。

3番

そうです。

司会者

分かりました。はい、ありがとうございます。では4番の方お願いします。

4番

私が担当した事件では、被告人質問と多数の証人尋問をしました。被告人

がそもそも自分ではないと否認をしていることもあって、弁護側は被告人質問だけでした。弁護側がかなり質問等をしづらかったというふうに感じています。日本人の証人もですね、弁護側の質問に対しては突っかかるような回答をしたりですとか、通訳が入ってたんですけども、通訳がうまく機能していなかった場面もあったかもしれなくて、質問したことに対し、こういう回答が返ってくるだろうなというふうにこちらも予想している回答があるんですけども、それを返してもらえず次の質問に移れないというような場面が何度かあったように感じます。特に弁護側のほうにそういった場面が多くて、共犯者の外国人が来てるんですけども、その方に至ってはですね、裁判長からこの質問に教えてくださいというふうに言われても答えなくて、結局答えずにその後の質問に移れないというような場面がありました。こちらとしては弁護側が何を証明したいかというのを、その質問で参考にするんだと思うんですけども、そこが全く進まずに、弁護側に不利な点ではあったように感じてます。ですので、うまくいったところとそうでないところと両方あったような印象です。

司会者

ちょっと整理をしますと、外国の証人というのは共犯者ですか。

4 番

はい。

司会者

密輸入の事件の共犯者を証人として呼んだと。それから日本人の証人というのは税関の職員を3人ぐらいですか。

4 番

はい。税関職員とか、あとは荷物を運ぶ手続をする会社の人とか、あとは顔貌鑑定、指紋鑑定、警察官ですね。

司会者

その共犯者が答えない場面があったということですか。

4 番

はい。

司会者

それから、税関職員の証人は、弁護人の質問に突っかかるようなことがあったと。

4 番

そうですね。

司会者

検察官や弁護人の質問の仕方とかいうのはどうだったんでしょうか。

4 番

質問の仕方は、検察官も恐らく事前に何か打合せをしてこういう回答が来るといのは考えていたんだとは思いますが、そういう回答が来なかったりするとちょっと熱くなるような場面は見られました。それは弁護側も一緒でした。

司会者

はい、ありがとうございます。それでは5番の方お願いします。

5 番

話し方とか聞き方については、検察官はすごくはっきりと話していて、分かりやすく聞き取りやすかったです。弁護人は二人いたんですけど、両方ともちょっとぼそぼそしゃべると声が小さいので、途中で、もう少しはっきりした声でしゃべってくださいという注意が入ったり、あと休憩を挟んだ後にマイクに台が加えられていたので、もしかしたら物理的な問題もあったかもしれないんですけど、ちょっと話し方は聞き取りづらかったです。尋問の意図というのも分かったんですが、被告人のほうの話し始めると違う話を始めてしまうというのがあって、質問を繰り返せば繰り返すほど話がそれて

いってしまうというような印象を持ったんですけど、質問内容は分かりました。証人尋問では、この事件では専門家の医師のお話なんですけど、それがちょっと弁護側のほうの証人と弁護士さんで連携がとれてないんじゃないかなという部分があって、たしか裁判官からも、その前日の内容を聞いてますかというような質問がその証人のほうにあったと思います。

司会者

その点はまたちょっと後でお伺いします。

5 番

はい。

司会者

はい、ありがとうございました。それでは6 番の方お願いします。

6 番

私は、証人に対する反対尋問について感じたことなんですけど、検察側も弁護側もどちらも反対尋問はかなり高圧的な感じで話をして、私は自分は証人として裁判に出たくないなとすごく思いました。事実を明らかにするためには必要なのかもしれませんが、受け答えを聞いてるとやっぱり売り言葉に買い言葉みたいになって感情的になっちゃったりするので、どちらも、それで本当に事実が分かるんだろうか、そういう感情のぶれとかは私たちはちょっと要らないなというか、裁判員としては非常にノイズだったなという感じがします。

司会者

今の事件では、危険運転致死の事件で、証人として出てきたのは警察官が二人ですか。

6 番

はい。

司会者

あと、鑑定人が弁護側と検察側と、ということですかね。感情的になったというのは、どの証人を言われているんでしょうか。

6 番

どの証人についてもありました。証人はどちらも情状の話をしてるんじゃないで、こういう形で再現テストをしてみたらこうでしたとか、こういうときには科学的にはこういうふうに証明されてるんですというようなことの割と客観的事実を話してるんですけど、そこはこういう場合は言い切れないんじゃないですか、あなたの経験でそれが言えるんですかとか、そういう感じのところを突くような質問が印象的でした。

司会者

それを聞いていてどういう印象を持たれたんですか。

6 番

それに対して反対尋問を受けた側が答えるものが、冷静に答えてないので、結局その質問自体が余り意味がなかったんじゃないかなという感じになってしまったような気がします。

司会者

はい、ありがとうございました。それでは7番の方お願いします。

7 番

あえて言うならば、検察官の側の聞き方に若干人によって違和感があったということ。それから、弁護側も検察側もそうなんですけれども、ある証人尋問に関してああでもない、こうでもない、今の6番さんと一緒ですけども、ちょっと我々が聞くに耐えないというところとちょっと大げさかもしれないですけど、言っていないのに言っただろうみたいな、そういう丁々発止のやり取りというのはあんまり聞く耳を持ちたくないで、そこら辺はもう少し大人としての解決というのも無理なのかもしれないけども、場所と時を考えて、あんまり何回も同じことを質問するのはちょっとどうかと思いましたね。

司会者

検察官の尋問で何か違和感があったというのは、どういうふうな違和感だったんでしょうか。

7 番

要は質問の仕方、聞き取りにくい方、個人の特徴というんでしょうか。その質問の仕方も、男性の方、女性の方それぞれ特有の言い回し、言い回しというところとちょっと違うかもしれないけども、人それぞれというところが、若干違いが分かってしまうというところが、ちょっと何というのかな、もう少し分かりやすく説明ができるやり方はあるんじゃないのかなということです。だから、一方的にばばばばと説明するんですけど、たまには私たちのほうを向いて、こういうことに関してこういうふう聞いてみますけどという、ちょっと私たちに対してもサジェスションを与えてくれるような聞き方をしてくれると非常に分かりやすいんですけど、棒読みみたいにそのままストレートに聞いている検察官もいるんで、そこは私たちにとってはちょっと一方的過ぎるような聞こえ方もしました。私の場合だけかもしれませんが。

司会者

検察官や弁護人は、裁判員の方の表情とかを確認しながら質問してましたか。余り確認されていないみたいでしたか。

7 番

全然してません。

司会者

それは検察官も弁護人もですか。

7 番

弁護人は違います。先ほど言いましたけれども、質問するときにはある程度私たちの目を見てました。目を見て、特に私が、私だけかもしれませんが、すばらしいと思ったのは間です。質問の間。いきなりまくし立てるんじゃない

くて、「皆さん、聞いてますよね」みたいなね。こういう間がポイントポイントでしていただいたので、分かりやすかったですね。中身は別として。

司会者

ありがとうございました。では8番の方お願いいたします。

8番

証人尋問、被告人質問の中で主に質問されてたのが、メインが検察官からの質問で、被告人は、やったかもしれないが、お酒を飲んでいたので覚えていないという状況なので、あくまで放火の際の防犯カメラに映っていた、時間系列によって映っていた中の内容について、証人に来ていただいて、確実にそこにいたという証人、証人というか事実確認だったので、受け答えや質問についての狙い等も理解できました。あと、被告人質問のときに検察官が、やったかもしれないけど覚えてないという態度に対して、ちょっと声を大きくしていたという部分があったというところです。

司会者

声を大きくしていたのは誰なんですか。

8番

検察官が被告人に質問するとき、被告人は覚えてないという態度なので、実際に現行犯で逮捕されてて、そのときに自白したということもあったので、多分本当に覚えてないのかというところを含めて検察官は熱くなったのかもしれないですけど。

司会者

はい、ありがとうございました。今までのところで参加者の方から質問はありますか。どうぞ。

築検察官

検察官の築でございます。今日はいろんな御意見をいただきましてありがとうございます。一つ少し説明と、それから一つ質問させていただければと

思います。先ほど、被害者の方が来ている事件とそうではない事件という話がありましたが、これは事件事件によっていろいろ争点との関連で、それから被害者の方々の状況も踏まえた上で、こちらのほうは三者の事前の争点整理の中で判断してやっているところです。その点については被害者の方々が法廷に出てくる前にいろいろ検察官なり、また弁護士と折衝することは示談交渉等でありますけれども、その上でやっているということについては、ちょっと御理解いただければなと思います。あともう一つ、検察官の言葉遣いの問題についていろいろあった点については、非常にこちらのほうも考えなければいけないかなと思っているところなんです。被害者がある事件に関しましては、被害者が法廷に出てこないところでいろいろ聞いている部分もありまして、そこが熱くなってしまうところがあるのかもしれないので、その点は、法廷という厳粛な場で検察官がどういう立ち居振る舞いをするかということは、私どももきちんと考えてこれから生かしていきたいなと思っています。質問が一つございます。それは先ほど、これまで検察官は冒頭陳述ということでどのような事実を立証するかということについて、裁判員裁判が始まった当初からいろいろ工夫を重ねてきてまして、最近は非常にシンプルな形にして、事件の概要、それから争点、それから量刑のポイントについてを御説明した上で、重複しないような形で証拠調べの中ではここに着目してよく聞いてください、この証拠はこういう意味付けがあるのでここをよく見てくださいということでやっていますので、そのリンクが、冒頭陳述と証拠調べのリンクがうまくいってないんじゃないかなと思われる部分があれば、その点について教えていただきたいのと、それからあと、例えば防犯カメラの映像があったとしても、例えばぼやっとしていて分かりにくいんじゃないかなと思うと、証拠請求に関しては少し広めといいますか、分かりやすさの観点でこのぐらいはやっておかなければいけないのではないかなということでも証拠請求することもあります。先ほど4番の方から手続の関係でちょ

っと多かったんじゃないかという御意見もいただきまして、非常に参考になりますので、こういう証拠は特段なくても分かりやすかったですよという点がございましたら、その点も教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

司会者

それでは、2点質問があるということですね。一つは冒頭陳述と立証の部分のリンクがうまくいったかどうかという点。もう1点は、こういう証拠はなくても立証上問題ない、必要なんじゃないかという点が2点目ですね。それでは、今度は8番の方お願いできますか。

8番

まず最初に、冒頭陳述と後の証拠調べのところについては、自分が担当したものについては、同じような時系列の資料があって、特に問題なく分かりやすかったと思います。不要なものというのはなかったと思います。

司会者

はい、ありがとうございました。では、7番の方お願いします。

7番

私の場合は多過ぎてですね、ちょっとこれは理解、理解というか難しい問題でしたね。全て今おっしゃっていただいたような内容では、私としては個人的には理解できません。以上です。

司会者

証人尋問が主だったと言われましたけれど、証人の数が多過ぎるということですか。

7番

そうですね。

司会者

そういう趣旨ですか。

7 番

その証人尋問とあわせて冒頭陳述を見ながらどうだったのかということ
を繰り返し繰り返しやっていかなきゃいけなかったんで、冒頭陳述だけで全て
が頭に入って、それで次に進めるということではないです。要は証人尋問と
冒頭陳述がうまく絡み合って進めていくというようなことよりは、証人尋問
があって、その冒頭陳述がどうだったのかなと、何を検察官は言ってるのか
なと、逆に振り返るようになって、そこでの矛盾点と証人との矛盾点をどう
選択していくかというふうなことについて、一人だったらいいんですけど、
それが何人もいましたんで、申しわけないですけど、そこはこちら側で葛藤
する部分であったと思います。よろしいでしょうか。

司会者

はい、ありがとうございました。では6番の方お願いします。

6 番

私の担当した事件では、冒頭陳述と証拠のリンクは検察側は非常にはつき
りしていたと思います。私の事件ではちょっと弁護側のほうがそのリンク
がはつきりしなかったなというところがありました。なくてよかったかなと
いう証拠は特にありません。

司会者

はい。では5番の方お願いします。

5 番

冒頭陳述と証拠のリンクというより証拠のほうで何か覚えているものでは
やっぱり写真だったりとかなので、何かそれが何につながるのかというのは
ちょっと分かりづらかった感じです。何か必要なかったかなと思う証拠はな
いですね。

司会者

はい、ありがとうございました。では4番の方お願いします。

4 番

冒頭陳述とその後の審理がリンクしてるかなんですけれども、検察側の冒頭陳述の際にいただいた資料は、先ほど申し上げたとおり非常に分かりやすく、この証拠はこの証人が裏付けてますとか、そういったところまで書いてくれているので、後から見返したときに、この人はこういうことを言っていて、これはこの証拠を裏付ける説明という確認がしやすかった点で非常にリンクしていたと思います。もう1点、証拠の過不足のほうなんですけど、多かったなと思ったのは先ほどの税関の手続のことなんですけど、足りなかったなと思ったのは顔貌鑑定についてです。先ほど言い出して途中で後でというふうに指摘いただいたところなんですけど、顔貌鑑定で鑑定官は間違いなくこれは同一人と見られますみたいなことを言ってたんですけれども、私たちからするとぼやっとしているし、その写真も正面から撮られた1枚をもとにしたとかで、そんなレベルのものだったので、できれば横顔を撮るとか全体をもっと追加するとかですね。証拠として十分と判断できるのかもしれないんですけども、私たちは専門家ではないので、もうちょっとそれを補足するような形で資料を付けていただきたかったと思ってます。被告人かどうかというのを争っているところで、写真台帳というのが出てきまして、証人に、あなたが会った人はどれですかというような、この中にいますかというような聞き方になるんですけど、その台帳の中で被告人に似た容貌の人が一人しかいないというような台帳が2種類出てきまして、そういうのを見ると、確かにほかの証拠で裏付けられるのかもしれないですが、写真台帳としては別のものでもう一回やるとか、そういった何らかの対応が必要だったんじゃないかなというふうに素人の目からすると感じました。

司会者

それでは3番の方お願いします。

3 番

はい。冒頭陳述の内容と証拠とのやり方とか、その証拠については不自然なところはなかったんですけど。ちょっと今回の事件で、最初に被告人が起訴の内容で「お金を出せ」と言ったか言っていないかと、そこだけを被告人は違うと言ってたんですけども、一個一個事件を取り調べていくと、空き巣窃盗事件に関して、被告人がその起訴されてる内容の金額と違うというふうに言い出してきた場面がありまして、被告人が言うには僕が認めるのはその金額よりも少ない金額ですというんですね。それに対して証拠品を調べてみると、その金額がきちんと分かるものというのは実はなくて、ここの金額はもう分からないというふうになって、その上で裁判所のほうから検察官に言って新しい証拠を出してもらったというところがあったんですね。ということは起訴状に関する証拠がその部分だけちゃんとしたのが出てなかったというふうになってしまうので、だからそういう意味でちょっと証拠が不十分な部分もあったのかなというふうな印象を持っています。

司会者

不要だったということの逆で、そういうのが足りなかったということですか。

3番

そうです。

司会者

それでは2番の方お願いします。

2番

冒頭陳述と証拠の取調べのリンクということですが、ここは私の事件に関しては検察側のリンクは非常に分かりやすくよかったんですが、弁護人のほうがそこがうまくリンクができてなくて、後々つながったというイメージはありました。

司会者

では1番の方お願いします。

1番

私のほうも冒頭陳述とその後の証拠のリンクという面では問題なかったかなと思っています。傷害について、冒頭陳述の中でも述べられていたんですけども、どのようなけがを被害者の方が負ってしまったのかというところがポイントというふうなお話があって、証拠調べの中でどういった経緯があってこういったけがに至ったのかというところの説明が詳しくなされていたので、その点はよく分かりました。ただ、一つ付け加えるならば、どちらかというところ、特に私たち裁判員というのは、この事件の争点は執行猶予をどれだけ付すのか付さないのかというところなので、なおかつ、被害者の方も被告人もかなり泥酔をしていた上での事件だったので、実際問題けがの程度がどの程度であったのかというところよりも、被告人がどれだけ今反省をしていて、それがどういった形で被害者の方に伝わっているのかといったようなところに重きを置いて評議を行ったなという記憶があるので、その冒頭陳述で述べられて証拠調べで出てきた内容が、じゃあ評議をしていく中で有効に働いたのかどうなのかというところは、若干疑問は残るかなと思います。

司会者

はい、ありがとうございます。ほかの参加者の方で質問はありますでしょうか。どうぞ。

牧野弁護士

二弁の牧野といいます。7番の方にちょっとお聞きしたいんですが、先ほどベルトコンベヤーに乗せられてるような感じで、もっと情報をしっかり出してほしかったというふうな発言がありまして。僕も裁判員経験者の交流組織をやっています、経験者の方の多くは、裁判員になったらどんなことになって、冒頭陳述があって、次に証拠調べがあって、どんなことをやるかあらかじめ分かっていたらもうちょっと分かりやすかったというのはあると思う

んですが。その点は恐らく7番さんにもあると思うんですが、7番さん固有の問題として、今お聞きして、証人が多数いて、そのたびに冒陳に戻ったということで、改革点として、冒頭陳述において、これからこの点についてはこの証人でこれを立証します、この点はこの証人で立証しますというアナウンスをしっかりとしていれば、もうちょっと改善されたのか。若しくは、もう一個、各証人尋問ごとに、皆さんこれからこの証人に聞きますが、検察官は冒頭陳述で言ったこのポイントを聞きたいと思ってますというふうに言えばもっと分かりやすかったのか。その点はいかがでしょうか。

7番

両方ともちょっと違うんですけれども、次に何をやるか分からないというのは、私たちの一番の、私だけかもしれませんが、一番の不安なんですよ。だからそういう意味でおっしゃっていただいた部分では、次に何をやるかというのは、やはり心構えというか、整理もありますから、非常に重要だと思うんですけれども、一番私が言いたいのは時間なんですよ。証人尋問をやったときに、何人も何人もやったときに、それを整理ではないんですけど、どこに問題があって誰とどう違ってとか、やっぱり次にはもう違う証人に行ってるわけですから、証人尋問で。そうすると、その言ってることが違う場合も多々あるんですよね。その場合に、どうやって何がどう違ったのかというのを整理する時間がないんですよ。だから皆さん御存じか分かりませんが、私たちって午前8時20分じゃないと地方裁判所に入れないんですね。それと、たとえ評議室に行ったとしても、ロッカーが開かないとせっかく昨日まで書いたノートを出してもらえないんですよ。そうすると、午前8時20分に並んで地方裁判所に入って、評議室に行って、それでせいぜい事務官がロッカーを開けてくれるのは午前9時なんですよ。そこは裁判長になるべく早く、それから夜も時間作ってくれと言ったんですね。要は開けていってくれと。けど実際上は午前9時に開くようになったのが1週間ぐらいだったかな。

ようやく手元に資料が来たときに、昨日の内容、それから今日やることはないけど、今までのを全部目を通して何が問題なのかというのは、やはりやる時間がそれしかないんですよ。

司会者

簡潔にまとめていただけますか。

7番

ですから、質問に対する回答としては、どちらとも違うし両方そうだと
いうような答え方になってしまうんですけども、それでよろしいでしょうか。

牧野弁護士

要するに時間をもっとあってほしかったとともに、経験者によると、裁判
体によって、途中でややこしくなったときに、裁判所が評議室で、これだけ
いろいろ出てきてややこしくなると、ここで一旦整理しておきましょうとい
う中間整理みたいな議論をしてくれると思うんですね。そういうのは特にな
かったですか。

7番

いや、それもあるんですけども、私たちの中で整理ができないんですよ、
全く。だから全く、書くことで一生懸命で、それを翌日読み返しもできずに、
流されていってしまうと。だからベルトコンベヤーと言ったんですけど。次
から次へと忘れていくしかなくなるんですね。

牧野弁護士

さっき言った検察官が今日の証人ではここを聞きます、昨日の証人ではこ
こを立証しましたと言っても駄目ですか。

7番

いや、それは分かるんですけども、証人の場合で全然発言が違う場合が
あるんですよ。だから、じゃあどっちが本当なのと。そういうのが多数ある
し、やはりその力点によっては見方がどんどん変わるというのがありますよ

ね。そうすると私たちはお手上げになってしまう。だって見直さない。同じ場所で1週間前の人は何と言ったっけ、昨日の人は何と言ったっけというのは、やっぱり見直さない。それでどっちがどっちという。どっちが本当なのまであるわけですから、そうすると膨大な量まではちょっと不可能なんですね。

司会者

はい、ありがとうございます。ほかの方、参加者の方、御質問ありますか。よろしいですか。では、次のような事例についてお伺いをしたいということで、まず通訳を入れた証人尋問ですね。通訳事件の関係でお尋ねをします。4番の方、通訳事件を御経験されていかがでしたでしょうか。

4番

通訳は2言語ありまして、お二人通訳の方が入られています。被告人につきっきりで通訳をしてくださっている方の通訳は、力量が物すごく高い方で、裁判長もこれぐらいできる人は初めて見たということをおっしゃっているぐらいの通訳人で、耳にイヤホンを付けて同時通訳をしたり、そういったところもスムーズにいて、あの方だったから予定どおり証人尋問等を進められたのではないかなというふうに感じたところがあります。あともう一人の方が、通訳の力量をそのとき感じたんですけれども、共犯者に対して通訳をするためにいらした方なんですけれども、物すごくゆっくり通訳をして話す人で、その共犯者が「何であなたはそんな遅く話すんだ」と、「事前に話したときには普通に話してたじゃないか。それぐらいの速さで話してくれ」というようなことでちょっと怒ってしまいまして、そういう感情の高ぶりがあったのか、その後の弁護側の質問には全く答えてもらえないというようなものにつながった可能性もあるので、通訳の方の力量によってしまうのかなと思いました。あと、お二人の通訳の仕方の違いで、淡々と「何々です」とかと通訳をされる方と、あともう一人の方が、ちょっと感情みたいなのも入って、

「何であなたはこんなことを聞くの」みたいな感じで自分の感情を入れて話すよう人だったので，そういうやり方の違いも感じましたし，そういうところが気になったところでもありました。

司会者

同時通訳と言われた部分は，同時進行的通訳で書面が事前に用意された部分ですね。

4 番

はい。

司会者

言語だけお尋ねをしておくとは何語と何語だったか分かりますか。

4 番

ペルシャ語と英語です。

司会者

ちなみに，流暢だったほうはどちらなのでしょう。

4 番

ペルシャ語です。

司会者

では，次に専門家の証人の関係でお尋ねをいたします。既に話は少し出ているんですけども，防犯カメラの画像とかの関係での犯人の同一性の関係での鑑定。2 番の方と 4 番の方と 8 番の方も御経験をされておられるんですけども，まず 8 番の方はいかがでしたでしょうか。証人尋問等，どんなふうに行われて，分かりやすかったかどうかという関係でお願いいたします。

8 番

画像解析になるんですが，放火をした直接のところはカメラには映ってないんです。たまたまその放火現場の近くのマンションに設置されてる防犯カメラに犯人らしき人が映っていて，それも犯行時間が夜でしたので，カラー

ではなく白黒の状態，シルエットぐらいしか映ってなかったんですが，それを画像解析，ほかの当日着ていた衣服等も参考にして犯人の特徴に間違いのないところまで持っていったところは，すごいなとちょっと感心して見ました。あとは，その画像は直接その現場を撮っているカメラじゃないんで，画面に映った右上のほんの一部のところにはしか映ってないんですが，それも検証で何センチの身長の人がどこどこに立っているとどの程度出ますというところの検証もあって，素人の私たちでもよく分かったと思います。

司会者

はい。では4番の方お願いします。指紋鑑定も専門家証人の関係でということと一緒に話していただければと思いますけれども。

4番

指紋鑑定官が証人に立たれて，警視庁の中で3人ぐらいしかいないという方みたいで，3人で全てやってるというふうに聞きました。指紋についても，書類に付いてた指紋を検出して，それを被告人の指紋と8か所だったか10か所だったかマッチさせて合っているという認定をしたという証言をされたんですけれども，素人からすると，ぼやっとインクがにじんだような感じになってるところとかもあって，私が見たときには二，三か所ぐらいはそう言われれば見えなくはないけどというようなものも含まれていました。ただ，左手の指と右手の指と1本ずつそれぞれ書類に付いていて，それが通関手続に使う書類，2種類のものにそれぞれ付いてたというものでしたので，6か所とか7か所とかポイントが一致する人が，たまたま同じ手続のときに使った書類に付いてるといのはほぼ本人だよなというような感じで，証拠に結び付けることを自分ではしたんですけれども。やはりもう少し，何でしょうかね，指紋の鑑定が，テレビとかで見ると画像をくっつけてとかいうのはよくあるんですけども，指紋鑑定ではそういうのはやれずに目で見るとかというようなものもありましたので，そういうもんだなというのがそのとき

分かって、じゃ、これはこの人だという判断ができたので、何というんですかね、ちょっと特殊な経験をした気がします。

司会者

鑑定自体の中身は分かりやすいもので理解はしやすかったんですか。それとも、やっぱりそういう意味で説明を受けてもちょっと分かりにくい面があったということなんでしょうか。

4 番

説明は分かりやすかったです。指紋の線がくっつくところとか分かれるところとかという説明も入れていただいたんで、どういう特徴が見られますというのは分かるんですけども、にじんでるんでくっついてるのか離れてるのかが分からない。

司会者

そこは判断の問題ですね。

4 番

そうです。

司会者

あと、画像の鑑定もありましたか。

4 番

画像は先ほど言ったとおりで、ぼやっとしてるもので目の輪郭が一致してますとか、鼻の鼻筋が通ってますとか、そんな感じで、素人からすると似ているというぐらいしか言えないような印象を持ちました。

司会者

中身の話もさることながら、理解しやすかったかどうかという点はいかがでしょうか。その専門家証人の説明ですね。証人尋問で言ってることが頭にすっと入ってきたかどうかとか。そういう観点からはいかがでしょう。

4 番

説明については、専門用語も使われてはいたんですけども、事前にこれはこういうものですよというようなプリントをいただいていたので、進行は全く問題なくて説明も分かりやすかったです。ただ、証拠としてちょっとどうかかなと感じたところはありません。

司会者

はい、ありがとうございました。2番の方をお願いします。

2番

私の事件では防犯カメラの解析等で専門家の先生が1名話されたんですが、服装を変装とかしたときで靴だけが変わってないというのが、それぞれ組み合わせたときに何%、何%というふうな話を先生はされてたんですけども。弁護人の方も突っ込んでたんですが、それってその先生の経験値をもとに話してるだけであって、それは私は間違いないですと自信を持って言ってるんですけど、それに対して何かこちらで判断するのはちょっとどうかかなと思いました。もしほかの先生を入れてもう一人加えたとしても、そんなに変わらないということが双方分かってるのであれば、それを一言先におっしゃっていただくと納得しやすかったかなというのがあります。

司会者

はい、ありがとうございました。あと、精神鑑定ですね。5番の方、理解しやすかったかどうかという点で何か改善点等あるかどうか。いかがでしょうか。

5番

弁護側と検察側の両方で精神科の先生の証言があって、単純に検察側のほうは精神科医の先生が長期間にわたり何度か面談を重ねていった話だと私たちは聞いたんですけど、弁護側のほうは面談を一回もしないで、二つの質問をしただけで被告人の人となりとかを何か判断したという、それだけじゃないんですけど、そういうのがあって、裁判員としてはちょっと、会わず

に、面談もしてないのに何かいろいろ話していることというのはちょっと印象が悪かったです。その先生の話した内容と被告人が前の日に話した内容が全然合っていないくて、それを基準に一般的に精神科医の基準というかをその後話されてもちょっと耳に入りづらいというか、そういう印象を持ちました。

司会者

弁護人と被告人の打合せと違う内容を前提にしたようなことを話されたということで、もう少し打合せがきちんとされるべきじゃないかという、そのような印象でしょうか。

5番

打合せをしていたのかそもそも疑問というぐらいです。

司会者

では、工学鑑定の関係で6番の方いかかでしょうか。理解しやすかったかどうか、プレゼンテーションみたいなものが行われたかどうかとか、そういうのもあわせてお聞かせいただければと思います。

6番

後続していたタクシーのドライブレコーダーの画像を解析して、どの辺りに被害者が出てきたかとか、ブレーキを踏んだかとか、そういったものを推測するような証人の説明があったんですが、非常に技術的に専門的な内容でありつつも、非常に分かりやすく説明していただいたと思っています。最大限分かりやすかったと思います。

司会者

はい、ありがとうございました。では、多数の証人尋問ということで7番の方、もう既にお話しされた部分もあるかもしれませんが、付加される部分があればお願いします。

7番

簡単に言うと可能か不可能か分かりませんが、もう少し時間を空けてですね、十分に時間を、そんな何時間もくれとは言いませんけど、私たちの中でもう少しまとめる時間があれば、もう少し参画意識も増えたんじゃないのかなというふうには思います。

司会者

ほかに、4人以上証人を調べられた方というのはどのくらいおられますか。お3方ですか。では8番の方から、4人以上証人を調べられてどういう感想を持たれたか、双方の証人は分かりやすかったかどうか、たくさん調べて分かりにくかったとかいろいろ御感想があるかと思うんですが、いかがでしょうか。

8番

証人が4人程度で、私の場合はその人数でしたら特に問題なく理解できました。

司会者

4番の方をお願いします。

4番

私もそれぞれ証人の方の内容は理解しやすかったですが、先ほど弁護士がおっしゃったように、この証人でこういうことを証明したいですとか事前に言っていただけると、若しくは一番最後にこれを証明しましたと言っていただけたらもっと分かりやすくなったかと思いました。

司会者

では2番の方をお願いします。

2番

証人の数とかでの問題は、特に私は違和感はなかったです。被害者の方の証人というのが、やっぱり記憶に基づいて話してることなので、分かりづらいのは当然なんですけれども、それぐらいで、特に人数のところでは問題は

ないと思います。

司会者

はい、ありがとうございました。論告・弁論について伺いたいと思います。先ほど被害者参加の関係の代理人の弁論の話もちょっと出ましたが、それも含めてあわせてお話しただければと思います。では1番の方お願いします。分かりやすかったかどうかとか、論告・弁論で出された書面を後で見返したりしたかどうか。

1番

先ほどお話しさせていただいた内容がここで触れるべき内容だったかもしれないんですけども、全体的に論告・弁論いずれの内容もですね、正直評議に影響したかと言われると、そこまでではないかなという印象はありますが。強いて言うならば、先ほどお話しした検察側の説明の仕方をもう少し整理をしていただきたかったなという点と、被害者参加弁護士が出られて説明をしたんですけども、正直かなり感情的になられましてですね、法廷で泣かれるという、周りがみんな引いてしまうというような状況だったんですが。この方が出ることに何か意味があったんだろうかという、私たち裁判員も後でそんなような話をしたんです。せつかく来られるのであれば意味のある話をされるといいのになという印象が最後まで残ったということ覚えていています。全体的に分かりやすかったかという意味においては、理解できましたし問題なかったのかなと思っております。

司会者

はい、ありがとうございました。では2番の方お願いします。

2番

先ほどちょっと触れたんですが、被害者のほうの証人というところが、記憶に基づいてということで、ある程度事前に整理はもちろん証人の方もされて立たれてるんでしょうけど、ちょっと混乱があったりとかで分かりづらか

ったところがあったなという感じです。それ以外には特に問題ありませんでした。

司会者

論告・弁論はいかがでしょうか。検察官と弁護人が最後にそれまでの証拠調べを踏まえて意見を述べますよね。その内容が分かりやすかったかどうかの点はいかがでしょうか。

2番

そうですね。言ってることは分かりやすかったです。やっぱり天秤にかけるということで、それがどっちが重きを持つかというところで、ちょっと判断が結構難しいなというのはありましたね。

司会者

はい。では3番の方お願いします。

3番

論告と弁論に関しては、両方から出された資料に関してはちゃんと前の日までにきちんと分かった内容で、別に変なところはないかなとは思ったんですけど。論告に関しては、被告人がすごく悪質だとか反省の色がないと、結構主観的なことも書かれていて、逆に弁論のほうは本当に真逆なことで、反省の色がすごく見えるのでとか、そういうお互いの主張もあるのかなとは思いますが、主観も結構あるので、そういうところが多少、最後の最後でちょっと分かりにくくなっていたポイントではありました。

司会者

はい、ありがとうございました。では4番の方お願いします。

4番

論告につきましては、検察側がこれまで立証してきたものをきれいにまとめていました。量刑のところも、共犯者の量刑を示していただいたことで、被告人はこういうふうになってますというのが分かりやすくなっていたと思

うので。話し方とか声の大きさとかも十分に聞きやすかったです。弁護側も同じく、これまでやったことを裏付けとしてこういうことが言えますというふうに分かりやすく説明をされていて、弁護人も声が大きく聞き取りやすく、非常に分かりやすかったです。

司会者

はい、ありがとうございます。では5番の方をお願いします。

5番

内容については分かりやすかったと思います。たしかこのときに弁護側のほうから証拠になかった資料というのを1枚提出というのがありまして、それを何か検察側のほうから、それはどういうことだ、どう受け止めたらいいかというやり取りがあったのをその場で見てたんですけども、考え方の資料だという位置付けをして、何かそれは後から裁判長とかに聞いて、どういうことが行われてたのかということを知りました。ほかの内容は分かりやすかったです。

司会者

はい。では6番の方をお願いします。

6番

論告要旨と弁論要旨の資料ですが、その内容は大分違いがあってですね、論告要旨のほうは、こういう証拠がこうだったからこの主張ですという感じで書いてあるんですけど、弁論要旨のほうは、主張と証拠を箇条書きにされてるんですけど、その証拠がどうだったからというのが書いてなかったんですね。信号機が見えてきた事実、証拠、交差点の状況、実験映像、被告人の供述と書いてあるんですけど、被告人の供述がどうだったからこういう主張なんですという「どうだったから」が書いてないんで、もちろん説明はしていただいたんですけど、やっぱりこの要旨を両方とも見ていて、分かりやすさは全然違いました。ビジュアルがどうかというよりも、やっぱりどう主張

につながっていくかというリンクだけではなくて、判断する材料がこうだからということまで書いていただかないと、やっぱりちょっと分かりづらいなと思いました。

司会者

はい、ありがとうございました。では7番の方をお願いします。

7番

今までの皆さんのお話を聞いてて、私の場合は論告と弁論の部分というのは全くそういう意見を言えない状況といたしますか、論告・弁論に関して全く頭がめちゃくちゃなような状態になってます。ちょっと大げさかもしれませんが。とにかく先ほども言った何よりも時間が足りないんで、どこをどういうふうにするかというの、それはもちろん裁判長とか裁判官の手助けを借りながらやらなきゃいけないんですけども、やはりちょっとボリュームの多過ぎるものというのは、明確に私も答えられませんし。その前に、全員というわけじゃないんですけども、さっきも言いましたようにもう少し時間に余裕を持って、私たちのほうで、前向きな人だけで構わないんで、時間のある方だけで構わないんで、整理する時間とかそういうものをぜひ裁判所のほうも設けていただいて臨機応変にやっていただければと思いますが、余りにボリュームの多いものは裁判員裁判には向いてないというふうに私は判断しております。

司会者

では8番の方をお願いします。

8番

検察官の論告のところで最後のほうになって、被告人の前科もそこで知って、再犯とかいろいろ量刑に関わってくると思うんですが、その前科があったということを経験のほうに聞いて、また何かちょっとぐらっと感覚が変わったりした部分もありました。弁論のほうは、あくまでお酒を飲んで、や

ったどうか分からないというところを押してくるんですけど、何かちょっと説得力が欠ける部分もありました。

司会者

はい、ありがとうございました。参加者の方からいかがでしょうか。どうぞ。

築検察官

本日は冒頭陳述と証拠の関係とかについていろいろ御意見をいただき、ありがとうございました。先ほどの3番の方の関係については、争いがないところについて冒頭で争いになったときにどうするかというところで、検察官としてもきちんと考えなければいけないなと思っているので、請求証拠の中で分かりやすさの点と立証の観点を考えた上で、また今後に活かしていきたいと思っております。ありがとうございました。

司会者

では、弁護士の方からも一言お願いします。

小川弁護士

尋問の意図が分かりにくいというのは、多分弁護士のほうはかなり御指摘いただいたりしてはいるんですけども、本日御指摘いただいた点を踏まえてですね、また研修等で改善をしていきたいと思っております。本日は本当に貴重なお時間をありがとうございました。

司会者

ほかの方でぜひ一言というのがおありになりますか。よろしいですか。それでは、本日は大変ありがとうございました。今後、裁判官、検察官、弁護士三者で継続して努力し、よりよい運営に努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。周りの方にも御経験を伝えていただければと思います。本日は本当にありがとうございました。

以 上